

パレスチナ情勢に関する意見書

10月7日、ハマス等武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生し、罪のない一般市民に多大な被害が発生しました。さらに、一般の市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されています。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエル文民への攻撃は、国際法違反のテロ行為であり、強く非難し、人質の即時解放とイスラエルに対する攻撃の即刻停止を求めます。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への空爆、地上侵攻や電力、燃料、物資等の封鎖をし、さらにはガザ地区への侵攻を開始しました。多くの子どもも犠牲となる深刻な人道危機が発生しています。グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、「100万人以上の人々に対して避難所も食料も水も医薬品も燃料もない（ガザ）南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは、民間人の保護に反すると非難し、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言しました。いかなる理由があろうともすべての紛争当事者は国際人道法を厳守すべきです。

国連緊急特別総会は、10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121カ国で採択し、安全保障理事会は、11月15日に「人道的休止」を求める決議を採択しました。しかし、採択後も戦闘状態は続いており、一時休戦と一部人質の解放は実現していますが、日本政府は、決議がさらに履行されるよう関係国や当事者に働きかけていく必要があります。

よって浜田市議会は、政府に対して、第1に、ハマス等武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難し、人質の解放を求め、イスラエルに対しては、安保理決議を履行し、即刻十分な日数の停戦と十分な人道回廊の確保を求めること、第2に、すべての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめとする国際法の遵守を求め、国際法違反の行動は直ちに停止するよう求めること、第3に、イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードするよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月19日

浜 田 市 議 会